

随意契約（相手方指定）調書

|       |                        |         |
|-------|------------------------|---------|
| 件名    | 学童クラブ利用児童帰宅時見守り確認業務委託  | 5200323 |
| 工（納）期 | 令和5年3月31日              |         |
| 契約締結日 | 令和4年4月1日               |         |
| 契約金額  | 推定総額22,469,198円（消費税込み） |         |

|         |   |  |
|---------|---|--|
| 契約相手方   | 公益社団法人荒川区シルバー人材センター<br>(法人番号：9011505001507) |  |
| 相手方指定理由 | 別紙に記載のとおり。                                  |  |
| 備考      | 複合契約  |  |

業者選定理由書

|                     |   |
|---------------------|---|
| <p>件名</p>           | <p>学童クラブ利用児童帰宅時見守り確認業務委託</p>  |
| <p>指名業者<br/>(案)</p> | <p>名称 公益社団法人荒川区シルバー人材センター<br/>所在地 東京都荒川区東尾久四丁目3番7号<br/>代表者 会長 寺澤 武</p>  |
| <p>特命理由</p>         | <p>本件は、学童クラブ利用児童の帰宅時の安全確保のため、地域内巡回や見守り等の業務を委託するものである。<br/>                 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記法人を契約相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、<br/>                 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号において、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合は、随意契約を締結することができるとの規定がある。<br/>                 上記法人は、荒川区在住の高齢者が会員となっている公益社団法人であり、本件を委託することで、健康で働く意欲のある高齢者に就業の機会を提供することになる。<br/>                 上記法人は、平成17年12月の事業開始から本件業務を受託しており、その履行状況は良好である。</p> <p>以上のことから、上記法人を契約相手方とした随意契約を締結する。</p> |
| <p>その他<br/>特記事項</p> | <p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第3号<br/>                 （高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約）</p>  |